

## 「令和4年度前橋市職員採用試験」のご案内

試験区分		採用予定数	受験資格	試験案内の配布	申込受付期間	第一次試験日
事務 I		15 人		4月28日(木) ～5月19日(木)	5月10日(火) ～5月19日(木)	6月12日(日)
事務 I (歴史学・考古学)※		1 人	次のいずれかに該当する人 ①平成5年4月2日～平成13年4月1日生まれの人 ②平成13年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業した人			
土木 I		3 人	又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 (試験は大卒程度)			
建築 I		2 人	※事務 I (歴史学・考古学)は、①②の他に、大学等で考古学又は歴史学を専攻して卒業した人若しくは卒業見込みの人であること			
電気 I		1 人				
社会福祉士		1 人	平成5年4月2日以降生まれで、社会福祉士資格のある人 (令和4年度の国家試験で取得見込みの人を含む)(試験は大卒程度)			
保健師		2 人	平成5年4月2日以降生まれで、保健師資格のある人 (令和4年度の国家試験で取得見込みの人を含む)(試験は大卒程度)			
消防職 I (注1)		5 人	次のいずれかに該当する人 ①平成8年4月2日～平成13年4月1日生まれの人 ②平成13年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業した人 又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 (試験は短卒程度)			
障害者対象	事務 I	1 人	障害者手帳の交付を受けている人で、次のいずれかに該当する人 ①昭和38年4月2日～平成13年4月1日生まれの人 ②平成13年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業した人又はこれらと同等と認める学校等を卒業した人(令和5年3月31日までに卒業見込みの人を含む) (試験は大卒程度)			
社会人経験者対象 (注2)	事務 I	10 人	次のすべてに該当する人 ①昭和38年4月2日～平成9年4月1日生まれの人 ②民間企業等における職務経験を平成27年4月1日から令和4年7月31日までの間に通算5年以上有する人(ただし、昭和56年4月1日以前生まれの場合は、平成23年4月1日から令和4年7月31日までの間に通算7年以上の職務経験を有する人) (社会人向け試験) ※職務経験には、青年海外協力隊等のJICAとしての活動経験も通算できます。	4月28日(木) ～5月19日(木) または 7月1日(金) ～8月15日(月)	5月10日(火) ～5月19日(木) または 8月3日(水) ～8月15日(月)	6月12日(日) または 9月18日(日)
	事務 I (歴史学・考古学)※	1 人				
	土木 I	2 人	次のすべてに該当する人 ①昭和38年4月2日～平成9年4月1日生まれの人 ②民間企業等における職務経験を平成27年4月1日から令和4年7月31日までの間に通算5年以上有する人(ただし、昭和56年4月1日以前生まれの場合は、平成23年4月1日から令和4年7月31日までの間に通算7年以上の職務経験を有する人) (社会人向け試験)			
	建築 I	2 人				
	電気 I	2 人				
	機械 I	1 人	※事務 I (歴史学・考古学)は、①②の他に、大学等で考古学又は歴史学を専攻して卒業した人若しくは卒業見込みの人であること ※保健師は、①②の他に、保健師資格を有すること ※社会福祉士(主任ケアマネ)は、①②の他に、社会福祉士資格と主任介護支援専門員資格のある人 ※職務経験には、青年海外協力隊等のJICAとしての活動経験も通算できます。			
	保健師※	1 人				
社会福祉士(主任ケアマネ)※	1 人					
事務 II		3 人		7月1日(金) ～8月15日(月)	8月3日(水) ～8月15日(月)	9月18日(日)
土木 II		1 人	平成11年4月2日～平成17年4月1日生まれの人 ただし、大卒者・大卒見込み者は受験不可 (試験は高卒程度)			
電気 II		1 人				
保育士		3 人	平成5年4月2日以降生まれで、保育士登録を受けている人 (令和5年3月31日までに登録見込みの人を含む)(試験は、短大卒程度)			
消防職 II (注1)		2 人	平成11年4月2日～平成17年4月1日生まれの人 ただし、大卒者・大卒見込み者は受験不可 (試験は高卒程度)			
障害者対象	事務 II	1 人	障害者手帳の交付を受けている人で、昭和38年4月2日以降に生まれた人 ただし、大卒者・大卒見込み者は受験不可 (試験は高卒程度)			
就職水河期対象	事務 I・II	1 人	次の全てに該当する人 ①昭和45年4月2日～昭和61年4月1日生まれの人 ②令和3年4月1日から令和4年7月31日の間に正規雇用労働者として雇用されていない人 (試験は I が大卒程度、II が高卒程度)			
技能労務職		9 人	昭和57年4月2日～平成17年4月1日生まれで、現場作業に従事可能な人			

(注1) 消防職には身体条件があります。身長：男性おおむね160cm以上、女性おおむね150cm以上、体重：男性おおむね50kg以上、女性おおむね45kg以上、胸囲：身長のおおむね2分の1以上、視力：矯正視力を含み、両眼で0.8以上、かつ、片目でそれぞれ0.5以上(裸眼視力の制限なし)、色覚は業務に支障がなく、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること、聴力：左右正常であること、その他：身体が職務遂行に支障のない状態であり、かつ強健であること。

(注2) 教養試験は、SPI3を実施

※複数の試験区分を併願することはできません。(ただし、社会人経験者を対象とした事務 I 試験は、6月実施の一次試験を受験し、二次試験に進まなかった場合(二次試験を辞退した方を除く)に限り、9月実施の一次試験を受験することが可能)